

チネイザン・プラクティショナーガイド

2023年9月版

— 目次 —

1. 概要	- 1 -
2. 倫理	- 3 -
3. 予約～施術の流れ	- 4 -
4. 禁忌事項	- 6 -
5. テクニック	- 7 -
6. 営業について	- 9 -
7. 関連法規	- 11 -
8. その他	- 16 -
9. 問い合わせ窓口	- 19 -

1. 概要

【本ガイドについて】

本ガイドは、一般社団法人日本チネイザン協会によって、チネイザン・プラクティショナーが活動するための指針として作成されました。

配布対象は、一般社団法人日本チネイザン協会公認チネイザン・プラクティショナー、チネイザン・インターン、養成コース修了生、及び協会関係者です。協会関係者・会員以外の第三者、並びにクライアントへの公表は控えてください。

また、必要に応じて、一般社団法人日本チネイザン協会が随時内容の追加・変更を行っていきます。最新版は、日本チネイザン協会ホームページ内の協会員ページに掲載されています。もれがないよう各自で確認をしてください。

【チネイザンとは】

チネイザン療法(氣内臓セラピー)とは、古くからタオ(※1)に伝わる気功療法の一つで、お腹へのタッチを中心とした身体全身と心に対してのホリスティックなセラピーです。

文化大革命などの影響で歴史から消えそうになった施術方法ですが、タオの世界的権威である謝明德老師(マンタックチア師)とチネイザンのオリジナルインストラクター達が、現代医学を取り入れて再生したものです。

元来、内臓と感情には密接な関係があります。チネイザンでは内臓に直接働きかけるとともに、感情のバランスも整え、全体の生命力を高め、一人一人が本来の自分らしい生き方を実現していくことを目指しています。

単に肉体だけではないホリスティックな療法として、セレブリティが集まるチバソム、シャー、バーナなどの高級スパで代表の大内が広めた結果好評を博し、アジア・ヨーロッパやアメリカでも注目を浴びています。

TaoZen では、さらに気功や瞑想といった他のタオのテクニックを取り入れて、より統合的な画期的メソッドに仕上げました。

TaoZen は、東洋の三大智慧であるタオ、ヨガ(※2)、禅(※3)を、現代生活の中で気軽に実践できるように統合し、かつ西洋の智慧である現代科学、心理学、哲学なども包括しています。

(※1)タオ【Tao】

人間を自然の一部ととらえ、万物と調和しようとする生き方の智慧。神仙術、陰陽道、老荘思想、東洋医学などを結合したもの。

(※2)ヨガ【Yoga】

古代インドでうまれ現代まで続く、精神と身体を浄化し超越しようとする修行実践体系。

(※3)禅【Zen】

瞑想を中心として自分自身の内面に備えられている仏性を再発見するための修行法。

【チネイザンの位置づけ】

チネイザンにはさまざまな要素が含まれます。

- ・ 気功療法
- ・ 手技療法
- ・ 呼吸法
- ・ 瞑想 など

チネイザンは、数千年にわたり伝統的に用いられてきた施術法であり、その有効性、安全性は歴史的に確認されております。しかしながら、医師の診断、治療に代わるものではありません。

【チネイザンの歴史、現状、今後の展望】

近代チネイザンは、正式には 1985 年にマンタックチア氏門下にてプラクティショナー養成が始まりました。第一期生の一人が大内です。現在、世界中に数百人のプラクティショナーがおりますが、近年高級ヘルス&メディカルスパで注目を浴びた事により、プラクティショナーへの需要も増えています。認定機関としては、チェンマイのタオガーデンに加えて、我々日本チネイザン協会、サンフランシスコのチネイザンインスティテュートにも、ヨーロッパにも公認プラクティショナー養成コースがあります。

タオガーデンで公認されたチネイザン・プラクティショナーも日本に数名いらっしゃいます。今後も協力してチネイザンの普及と地位向上を行っていきたくと考えています。

今後は、高級スパやサロンでのケアメニューにとどまらず、あらゆる人が豊かに生きるための手段としてより多くの方々へ普及していくこと。また、将来的には子供、お年寄りの方たちへのボランティア活動などへの広がりも視野に入れていきます。

チネイザンは、TaoZen Life Practice の一部であり、プラクティショナー自身の成長、自己発見があつての施術です。それを他の人へ伝えていくことで、社会参加をしていくという意味も持つのです。

【一般社団法人日本チネイザン協会について】

一般社団法人日本チネイザン協会は、チネイザンの普及と技術の向上を目的に 2013 年に設立されました。

代表理事である大内雅弘は、チネイザンの近代化を推進した謝明德老師(マンタックチア師)より認定を受ける世界でも数少ない公式シニアインストラクターの一人であり、日本では正式にプラクティショナーを養成できる唯一の公式インストラクターです。また、一般社団法人日本チネイザン協会は世界中でチネイザンの公式プラクティショナーを養成するタイのユニバーサルヒーリングタオ(謝明德老師代表)とサンフランシスコのチネイザンインスティテュート(ジル・マリン代表)と正式に提携し、相互に研究開発をしております。提供するメソッドは、グローバルスタンダードなものでもあります。

一般社団法人日本チネイザン協会認定プラクティショナーの資格は、国家資格あるいはそれに準ずるものではありません。

資格については、「8. その他」に記載してありますが、詳細は「一般社団法人日本チネイザン協会細則」に定めています。

2. 倫理

【チネイザン・プラクティショナーとしての自覚、モラル】

- ・ 十分にクライアントのプライバシーを尊重する。(個人情報の取り扱いに関しては、本ガイド「7. 関連法規」/「個人情報保護法」を参照。)
- ・ プラクティショナーとしての自覚を持ち、常に全体を包括的に見る事を忘れず、セッションに臨む事。
- ・ 異性のクライアントと接する場合、特に誤解を生じないように充分注意すること。

【チネイザンを行うにあたっての基本姿勢】

- ・ それぞれのクライアント一人ひとりが、ユニークであることを受け入れ、その人の今ある状態を尊重する。
クライアントの内部に耳を傾ける。自分のものさしによる判断、批判をせず、とにかく Unconditional Love(無条件の愛)を信じて一緒にいる、あるいは Cherishing Love(大事にする、尊重する愛)ということに心がける。
- ・ 決して“治療”ということ言わずに、一緒にヒーリングしていくという立場を崩さない。
- ・ クライアントの心的状況を尊重して行う。
クライアントに対して優位に立ったり誘導したりせず、対等の立場でいる。
- ・ クライアントに会う前に、簡単な呼吸、瞑想、ブツダパーム氣功をして、心と身体を整える。
自分はなんのために今ここにいるのか、なにができるかを常に Contemplate(深く内省)する。
- ・ 常に心の内部にはインナースマイルを保って行う。
- ・ 日々の瞑想や氣功を通して自己の成長を心がける。
- ・ いつでもユーモアのセンスを忘れず、心の余裕をもつ。
- ・ 金額に対して明確に事前に確認をとる。

3. 予約～施術の流れ

【予約を受ける】

- ・ 名前、性別、連絡先電話番号、来店動機などをヒアリングする。
- ・ 場所、所要時間、施術金額、準備物の有無を伝える。
- ・ 疾患の有無を確認する。必要であれば、先に医師の診断を受けていただく。
事前にそれぞれのプラクティショナーのウェブサイト上や資料で、注意事項や施術の流れについて目を通してもらうように促すと良い。
- ・ その他よくある質問
「食後に施術を行えるか?」「生理中でも大丈夫か?」

【施術場所のセッティング】

- ・ 整理整頓、清掃をしておく。
- ・ 部屋が適温かどうか確認。
- ・ 音楽は適切か(ボリュームが大き過ぎないように)。
- ・ 枕、ひざに入れる枕(=ボルスター)
- ・ タオルケットとタオルで上半身と下半身をしっかりと覆うことができるように。
- ・ シーツ、タオル、スリッパ、着替えは汚れのない清潔なものを準備、シワのない状態にセッティングする。

【身だしなみ】

- ・ 動きやすい服装で施術を行う。
- ・ 爪は短く切り、髪が長い人は、邪魔にならないように束ねる。
- ・ 指輪やブレスレットなどのアクセサリー、腕時計は外しておく。

【来店、コンサルテーション】

自己紹介(名刺の準備も必要)



コンサルテーションフォームに記入していただく。

※ コンサルテーションフォームはあくまでも形式的なものであり、それを基に、重要な事項は必ず口頭で確認し、対処する。

フォーム内のチェック項目で太字のものは、禁忌または医師の許可が必須の重要項目です。見落としのないように特に注意してください。

※ 記入いただいたコンサルテーションフォームは、その場に放置したりせず、他人の目に触れない場所に管理する。



チネイザンについて簡単に説明する。パンフレットなどのツールがあると便利。



ヒアリングを行い、必ず同意書を読んでいただき、同意書にサインをしていただく。

※ 健康状態に不安があり施術可能か迷う場合は、かかりつけの医師の許可を得てから施術をお申し込みいただくように伝える。



施術時間、施術料金の確認(パッケージ料金は、ケースバイケースで施術前あるいは施術後に案内する。)

↓

着替えていただく前に、トイレの必要を確認。着替えについて説明する。

【施術】

- ・ 部屋の温度や、クライアントの体勢は快適かなどの声かけを忘れないようにする。
- ・ 離席する時、あるいは、手を触れていない部位は、タオルで覆う。（足をやる時はお腹にタオルをかけておくなど。）
- ・ 施術が終わったら、カルテを作成する。カルテはクライアントや第三者の目に触れないように厳重に管理する。

具体的な施術プログラムは「5. テクニック」を参照

4. 禁忌事項

【チネイザンにおける禁忌】

チネイザンで特定の疾患が悪化したという因果関係はありませんが、特定の疾患を持つクライアントにとっては、腹部への圧力が重大な結果につながる可能性があります。

クライアントとセラピスト双方のベストインタレストのために、一般社団法人日本チネイザン協会では以下の禁忌事項に関するガイドラインを設けます。

各プラクティショナーはガイドラインを十分に守ってください。また禁忌事項として記載されていない事項もクライアントの状況に照らし合わせて十分に注意を払い、判断が付かない場合は医師に相談してください。

高いリスクを伴うケース

●大動脈瘤

※動脈瘤はまったく痛みがないこともありますが、圧迫により破裂し死亡する危険性があります。高齢者で、高血圧、糖尿、高脂血症、喫煙など動脈硬化ひいては動脈瘤の危険因子のあるクライアントは特に注意してください。

●激しい腹痛

※激しい腹痛があり、虫垂炎、憩室炎、腸閉塞(イレウス)など医療処置が必要とされる疾患が疑われる場合には、医療機関での受診を優先させます。

●悪性潰瘍

注意が必要なケース

●卵巣嚢腫

●6歳以下の子ども、80歳以上の高齢者

●精神疾患

●人工物(ペースメーカー、IUD、腹膜透析装置)

●感染症、手術後、妊娠中、出産直後

5. テクニック

【具体的な施術プログラム例】

このプログラムはあくまでも目安です。1回のセッションで全部を盛り込むことは難しいので、クライアントの状態をみてセッションを組み立てましょう。

初回

- ① オープニング
(呼吸を合わせて丹田と命門に手をかざす。横になってもらい、簡単なニーディング)
- ② 金魚
- ③ ニーディング
- ④ 臍
- ⑤ 大腸
- ⑥ 小腸
- ⑦ 丹田
- ⑧ クロージング(クライアントを大切に、十分にケアして終わる)

2回目

- ① オープニング
- ② 金魚
- ③ ニーディング
- ④ 臍
- ⑤ 大腸
- ⑥ 小腸
- ⑦ パルス
- ⑧ 心臓
- ⑨ 風門
- ⑩ クロージング

3回目

- ① オープニング
- ② 金魚
- ③ ニーディング
- ④ 臍
- ⑤ 大腸
- ⑥ 脾臓または肝臓へのアプローチ
- ⑦ 風門 (二箇所)
- ⑧ 丹田
- ⑨ スキン
- ⑩ ニーディング
- ⑪ クロージング

4回目

- ① オープニング
- ② 金魚
- ③ ニーディング
- ④ 臍
- ⑤ 大腸
- ⑥ 横隔膜
- ⑦ 肺
- ⑧ 肝臓または脾臓へのアプローチ
- ⑨ 風門（二箇所）
- ⑩ 丹田
- ⑪ ニーディング
- ⑫ クロージング

5回目

- ① オープニング
- ② 金魚
- ③ ニーディング
- ④ 臍
- ⑤ 大腸
- ⑥ 小腸
- ⑦ 腎臓
- ⑧ 卵巣
- ⑨ 風門（二箇所）
- ⑩ 丹田
- ⑪ ニーディング
- ⑫ クロージング

※徐々にクライアントに合った施術の組み立てをしていくように心がける

※組み立て方法などは、協会員向けワークショップや、レベル 2、レベル 3 などで学ぶこと

6. 営業について

【料金の目安】

料金は各プラクティショナーが状況に応じて設定しますが、以下にその目安を記します。*1

1 回 75 分(コンサルテーション含む)で 12,000 円(税別)以上。

5 回セッションで 50,000 円(税別)以上。

*1 セッション料金、パッケージ料金ともに目安であり、これに各プラクティショナーが縛られるものではありません。最終的な金額は各自、施設、場所によって異なりがでてくるでしょうが、ある程度のレベルを保つことが他のプラクティショナーのためにも大切です。基本的には目安の料金から余り逸脱しない範囲で料金を設定することが望ましく思われます。体験クリニック、体験セッション、施設訪問、ボランティアの場合は例外です。

各自で料金を決めたら、口頭ではなく何かしらの形で明記します。料金表を用意するのが望ましいでしょう。

(参考資料:「チネイザン料金表(例)」)

5 回セッションに関しては、パッケージ販売(=施術料金の前受け)となるため、書面の交付を行い、契約の解除(クーリング・オフ制度)や中途解約に応じることも考慮します。法令に基づき対応してください。

【チネイザンを他のセラピーと混ぜる場合】

チネイザンを他のセラピー(オイルマッサージやフットマッサージ、鍼、フェイシャル、他のエネルギーワークなど)と融合する場合でも、チネイザンの部分は、「チネイザン療法」「チネイザンセラピー」「気内蔵セラピー」という用語を使って説明してください。

料金は、チネイザンの基本料金に基づいて設定してください。

【広告宣伝・パブリシティについて】

- ・ 広告宣伝→個人で作成するパンフレット、チラシ、DM、ウェブサイト、SNS、名刺なども含まれる。
- ・ パブリシティ→主に、プレスリリース配布などを通じ、マスメディアから取材を受ける、報道されるように働きかける PR 活動をさす。また、メディア(媒体)の報じる内容に関しての確認作業もこの活動の一部と考える。

プラクティショナーは、個々の広告宣伝・パブリシティの一環としてチネイザンについて表現する時、以下の点を守って下さい。(チネイザンに関係ない場合は、対象となりません。)

- ① 肩書きを入れる
一般社団法人日本チネイザン協会公認チネイザン・プラクティショナー ○○○○
- ② チネイザンについて説明する際は、本ガイドの「1. 概要」/「チネイザンとは」に書かれている内容の範囲で説明を心がける。
※「チネイザン」というものを、一般に誤りなく認知させるために、出来るだけ統一の表現を用います。個人の主観を述べる場合は、説明の一文とは分ける。
- ③ メディアに掲載、報道された際は、協会へ報告する。
内容に迷うところがある場合は、協会へ相談する。

その他、集客活動を行う際は、協会で作成するパンフレットやチネイザン協会のロゴを活用すると良いでしょう。

顧客が口コミで第三者に伝えてくれる場合にも有効なツールとなります。中でも「チネイザンをお受けいただくにあたっての注意事項」を事前に読んでいただくことは、クライアント、プラクティショナーの双方が不安なく施術を行うために重要です。

【保険について】

一般社団法人日本チネイザン協会の方で、ご紹介をさせていただきます。
お問い合わせください。

7. 関連法規

チネイザンの実施に際して、関連する法規を心得ておきましょう。

【医師法】

医師法(昭和 23 年法律第 201 号)より引用

第 17 条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 第十七条の規定に違反した者
- 2 (略)

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律】

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)より引用

第 1 条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許(以下免許という。)を受けなければならない。

第12条 何人も、第一条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない。ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)の定めるところによる。

<チネイザンの実施にあたり>

問診は医師しかできないことから、問診してはいけません。
マッサージという言葉を使うことも問題となります。

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】(略称:医薬品医療機器等法、または薬機法)」

平成 26 年 11 月 25 日より、「薬事法」は上記名称に変わりました。

●参考 URL および相談窓口

医薬品・医療機器のページ(厚生労働省ウェブサイト)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/

医薬品医療機器等法関連のページ(東京都健康安全研究センターウェブサイト)

http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_iryuu/k_iyakukikihou/

【個人情報の保護に関する法律】(略称:個人情報保護法)

個人情報保護法が 2015 年 9 月に改正、2017 年 5 月 30 日に全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、事業活動に利用している個人情報が 5,000 人分未満の小規模取扱事業者は個人情報保護法の適用対象とされていませんでしたが、改正法施行後は、中小企業をはじめとするすべての事業者が個人情報保護法の適用対象となりました。

*なお、事業者には営利・非営利を問わず、個人情報をデータベース化して事業活動に利用していれば該当します。このため、企業だけでなく、個人事業主・NPO 法人・自治会・同窓会等も該当し得ます。(*部出典:個人情報保護委員会ウェブサイト)

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)より引用

(定義)

第 2 条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。))で作られる記録をいう。第 18 条第 2 項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

2 個人識別符号が含まれるもの

以下略

(利用目的の特定)

第 15 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第 16 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

以下略

(第三者提供の制限)

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1 以下略

<チネイザンの実施にあたり>

- ・個人情報の利用目的の特定・適正取得
- ・問い合わせや予約を受ける際に取得する個人情報の取り扱い
- ・コンサルテーションフォームにて取得する個人情報の取り扱い
- ・施術やコンサルテーション中の会話

などにおいて、個人情報保護法を遵守し、クライアントの個人情報の取り扱いには十分留意する必要があります。

●参考 URL および相談窓口

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」他 3 編

<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/>

【不当景品類及び不当表示防止法】(略称:景品表示法)

<概要>

消費者なら、だれもがより良い消費やサービスを求めます。ところが、実際よりよく見せかけ

る表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際に質の良くない商品やサービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。

景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。

(出典:消費者庁ウェブサイト)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)の主な条文の概要を「よくわかる景品表示法と公正競争規約」(平成 23 年 2 月)より引用。

目的(第 1 条)

● 不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限および禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護する。

景品類の制限および禁止(第 3 条)

● 不当な顧客の誘引を防止するために必要があると認めるときは、景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

不当表示の禁止(第 4 条第 1 項)

● 優良誤認(第 1 号)商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のもの又は事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示

● 有利誤認(第 2 号)商品・サービスの取引条件について、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

不実証広告規制(第 4 条第 2 項)

● 消費者庁長官は、第 4 条第 1 項第 1 号に該当する表示(優良誤認表示)が否か判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。事業者が当該資料を提出しないときは、不当表示とみなされる。

措置命令(第 6 条)

● 第 3 条(景品の制限及び禁止)の規定による制限若しくは禁止又は第 4 条第 1 項各号(不当表示の禁止)の規定に違反する行為を行っている事業者に対して、当該行為の差止め、再発防止措置等を命ずることができる。その命令は違反行為がなくなっている場合においてもすることができる。

●参考 URL および相談窓口

景品表示法(消費者庁ウェブサイト)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

よくある質問(消費者庁ウェブサイト)

<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/qa/>

公正取引委員会

<http://www.jftc.go.jp/>

【特定商取引に関する法律】(略称:特定商取引法、特商法)

<概要>

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めています。

特定商取引法の対象となる取引類型として

- ①訪問販売
- ②通信販売
- ③電話勧誘販売
- ④連鎖販売取引
- ⑤特定継続的役務提供
- ⑥業務提供誘引販売取引
- ⑦訪問購入

が定められています。

●通信販売について

事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引のこと。「電話勧誘販売」に該当するものを除きます。

●特定継続的役務提供について

長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引のこと。現在、エステティックサロン、語学教室など6つの役務が対象とされています。

(出典:特定商取引法ガイド)

<チネイザンの実施にあたり>

上記のうち、おもに「通信販売」と「特定継続的役務提供」に該当するケースが考えられます。パッケージ料金でチネイザンの施術を行う場合…書面の交付を行い、契約の解除(クーリング・オフ制度)や中途解約に応じることも考慮します。

●参考 URL および相談窓口

特定商取引法ガイド(消費者庁取引対策課によるサイト)

<http://www.no-trouble.go.jp/>

【消費者契約法】

<概要> 消費者が事業者と契約をするとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成 13 年 4 月 1 日に消費者契約法が施行されました。同法は、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定しています。

(出典: 消費者庁ウェブサイト)

●参考 URL および相談窓口

消費者契約法(消費者庁ウェブサイト)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/

8. その他

【資格認定について】

①チネイザン・インターン

養成コースを修了後、中間チェックに合格した時点で、「チネイザン・インターン」となります。養成コース修了後は、ケーススタディを行う場合、コストをカバーするような料金(5,000 円ほど)のチャージが可能です。

※これは施術にかかる諸経費で、技術料ではありません。
インターンとなってから、チネイザン・アシスタントインストラクターの推薦をもらうと、プラクティショナー(レベルⅠ)の最終試験を受けることができます。

②チネイザン・プラクティショナー(レベルⅠ)

チネイザン・インターンとして 100 件のケーススタディをとり、100 件分のケーススタディシートとレポートを提出し、最終試験を受けて合格すると、チネイザン・プラクティショナー(レベルⅠ)として認定され、認定書が発行されます。

- ・最終試験の費用 8,000 円(税別)
- ・再試験の費用 8,000 円(税別)

ケーススタディ提出の期限は、自身が受講した養成コース修了後2年です。事情のある方は期限を延期します。

認定後は、一般社団法人日本チネイザン協会公認チネイザン・プラクティショナーとして正式に施術することができます。

③チネイザン・プラクティショナー(レベルⅡ)

プラクティショナー養成コース(レベルⅡ)のカリキュラムを修了し、25 件のケーススタディを提出、最終試験を受けて合格すると、チネイザン・プラクティショナー(レベルⅡ)として認定され、認定書が発行されます。

養成コース(レベルⅡ)への参加資格は、一般社団法人日本チネイザン協会所属のチネイザン・インターンとチネイザン・プラクティショナーに限ります。

また、チネイザン・インターンはレベルⅠの認定を受けた後でなければ、25 件のケーススタディの実習、レベルⅡの認定は受けられません。

- ・最終試験の費用 8,000 円(税別)
- ・再試験の費用 8,000 円(税別)

ケーススタディ提出の期限は、自身が受講したレベルⅡ養成コース修了後1年です。事情のある方は期限を延期します。

④チネイザン・プラクティショナー(レベルⅢ)

プラクティショナー養成コース(レベルⅢ)のカリキュラムを修了し、所定の試験に合格すると、チネイザン・プラクティショナー(レベルⅢ)として認定され、認定書が発行されます。

養成コース(レベルⅢ)への参加資格は、レベルⅡ養成コース修了生に限ります。

※プラクティショナーは、本協会に所属することとし、年に最低 1 度以上は TaoZen または日本チネイザン協会のワークショップに参加することを義務とします。

※プラクティショナーが、展示会やセミナーなどにおけるデモンストレーションに参加する場合、あるいはセミナーを開催したい場合は、事前に協会に報告してください。

※プラクティショナーは、チネイザンを教えることは出来ません。

⑤チネイザン・アシスタントインストラクター

一般社団法人日本チネイザン協会の推薦により、プラクティショナーが養成コース(レベル I) をアシストし、所定の時間を修了するとチネイザン・アシスタントインストラクターとして認定されます。認定後は、正式に養成コース(レベル I)のアシスタントとして入ることができます。さらに、養成コース(レベル I)修了生向けのチネイザン勉強会を開催することができ、インターンの中間チェックを行います。

⑥その他の資格

セルフ・チネイザン・アシスタントインストラクター、ヒーリングサウンズ・アシスタントインストラクター資格については、日本チネイザン協会ホームページの協会員ページに記載されています。

【必読図書】

図書名	著者	出版社
セルフ・チネイザン・タッチ からだの地図帳	大内雅弘 高橋長雄	幻冬舎 講談社
しなやかな心と体をつくる 1分瞑想	大内雅弘	青春文庫
DVD 「6 Healing Sounds」	大内雅弘	TaoZen Japan

【参考図書】

図書名	著者	出版社
氣内臓療法 1	謝明德	エンタープライズ
氣内臓療法 2	謝明德	エンタープライズ
タオ人間医学	謝明德	エンタープライズ
タオ性科学	謝明德	エンタープライズ
図説東洋医学	代田文彦	学研
カラースケッチ解剖学	Wynn Kapi	廣川書店
経穴マップ	王曉明	医歯学出版

Chi Nei Tsang I	Mantak Chia	Universal Tao
Chi Nei Tsang II	Mantak Chia	Universal Tao
Taoist Ways to transform Stress into Vitality	Mantak Chia	Universal Tao
Healing from Within with Chi Nei Tsang	Gilles Marin	North Atlantic Books
Five Elements Six Conditions	Gilles Marin	North Atlantic Books
Essential Anatomy and Physiology	S Sanders	F.A Davis

9. 問い合わせ窓口

【問題、事故があった場合、質問がある場合】

問題、事故があった場合は、ただちに協会に連絡してください。協会として対応できることは速やかに対応します。

また、質問がある場合は、協会にEメールをしてください。

医学的な質問、疑問に関しても、協会に問い合わせただければ、できるだけの対応をいたします。

一般社団法人日本チネイザン協会

(運営事務局)

タオゼン・ジャパン株式会社

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町 2-7-17 織本ビル 3 階

mail : chineitsang@ chineitsang.jp